

紀南環境広域施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

制定 平成25年8月1日 条例第24号

(長期継続契約を締結することができる契約)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の3に規定する政令で定める契約として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約のうち規則で定めるものとする。

- (1) 複数年にわたり契約を締結する商習慣がある物品の借入れに関する契約
- (2) 年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。